

呉市議会基本条例
検証結果報告書

令和2年3月
呉市議会

1 議会基本条例の検証

呉市議会では、議会基本条例を平成22年6月に制定後、本会議及び委員会のインターネット中継、議会報告会の開催、議事堂探訪ツアーの開催、政務活動費の収支報告及び領収書のホームページ公開など開かれた議会をめざした取り組みや、議会図書室に司書を配置し、レファレンスサービスによる議員活動の強化を行うなど、議会改革に取り組んでまいりました。

こうした中、平成31年4月に一般選挙を迎え、議会基本条例第30条の議員の一般選挙後、速やかに議会基本条例の目的が達成されているか検討を行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるという規定に基づき、議会運営委員会においてこれまでの取り組みを振り返り、検証を行いました。

このたびの検証結果や出された意見を参考に、これからも市民にわかりやすく開かれた議会を目指して積極的な議会改革を行ってまいります。

2 検証方法

検証は、条文ごとに委員間で協議し、検証不要、適切に運用されている、さらなる取り組みが必要の3段階に分けて判定を行いました。

3 条例検証の経過

年月日	会議	協議内容
令和元年 6月20日	議会運営委員会	手法の説明、各会派で検証するよう依頼
令和元年 7月11日	議会運営委員会	各会派の検証結果を基に各条文の検証 (前文～第13条)
令和元年 8月29日	議会運営委員会	各会派の検証結果を基に各条文の検証 (第14条～第25条)
令和元年 9月 3日	議会運営委員会	各会派の検証結果を基に各条文の検証 (第26条～第30条) ※呉市議会における災害発生時の対応要領の見直しは政策研究会に依頼することとなった。
令和元年 9月 5日	政策研究会	呉市議会における災害発生時の対応要領の検証を提起
令和元年11月13日	政策研究会	各条文の検証後、さらに各会派で検証するよう依頼
令和元年11月27日	政策研究会	各会派の検証結果を基に再検証
令和元年12月 9日	政策研究会	議会運営委員会への報告書策定
令和元年12月20日	議会運営委員会	呉市議会における災害発生時の対応要領の検証結果を報告
令和2年 3月12日	議会運営委員会	呉市議会基本条例検証結果報告書のとりまとめ

4 検証結果

条 文		主な取り組み状況		検証結果	意見・今後の対応
前 文					
前文				検証不要	・議員の心構えとして、開かれた議会についてさらなる取り組みが必要という思いを持って活動に取り組む。
第1章 目的					
第1条	目的			適切に運用	
第2章 議会及び議員の活動原則					
第2条	議会の活動原則			適切に運用	
第2条の2	災害時の議会対応	H27.12 H30.7	呉市議会における災害時の対応要領を策定 平成30年7月豪雨において災害対応連絡会議を設置し、対応要領に基づき対応	適切に運用	・改正の必要はないが、災害発生時の対応要領の見直しが必要であるため、政策研究会で内容見直し。 政策研究会改正 別紙1, 2
第3条	議員の活動原則			適切に運用	・引き続き議員相互で条文を理解し、活動を行うよう努める。
第4条	議長の責務			適切に運用	
第5条	会派			適切に運用	
第3章 市民と議会					
第6条	市民参加	H25.4 H26.6 H27.12 H30.2	・議会報告会は第10条 呉市空き家等の適正管理に関する条例(案)のパブリックコメントを実施 呉市議会議員定数条例の改正に当たり、意見交換会を実施 呉工業高等専門学校教授を参考人として招致(文教企業委員会) 広島県観光連盟専務理事を参考人として招致(産業建設委員会)	適切に運用	・適切に運用されているが、公聴会制度や参考人制度等の活用が少ないことから、今後、積極的に活用されるよう議会運営委員会から働きかけることとする。

第7条	会議の公開	H11.3 H15.8 H18.9 H22.12 H22.12 H28.6 H28.10 H28.11	本会議・予算特別委員会・議会協議会のモニター中継開始(本庁舎1階) 会議予定をホームページ公開 委員会の一般傍聴許可・モニター中継開始(本庁舎1階) 委員会会議録をホームページ公開 本会議, 予算特別委員会, 議会協議会のインターネット中継開始 希望者に手話通訳・要約筆記を実施 委員会のインターネット中継開始 傍聴受付手を廃止	適切に運用	・適切に運用されているが、今後、委員会の所管事務調査の公開について、引き続き協議する。
第8条	情報公開	H20.9 H22.12 H23.3 H26.6 " H27.5 H28.6 H28.2 " H28.4 H28.7 " H28.8 H30.9	委員会視察報告書をホームページ公開 委員会会議録をホームページ公開 視察受入状況をホームページ公開 委員会視察の結果を本会議で報告 個人行政視察の日程, 行き先, 視察項目をホームページ公開 政務活動費による視察・研修の日程, 行き先, 視察項目をホームページ公開 議長交際費の支出状況をホームページ公開 委員会の審査概要をホームページ公開(フリーフィンゲノート) 議案・議案資料・委員会資料をホームページ公開 議事堂探訪ツアー実施 政務活動費の収支報告一覧表をホームページ公開 政務活動費の領収書及び会計帳簿等を事務局で閲覧可能とした 全ての視察・研修の報告書をホームページ公開 政務活動費の領収書, 会計帳簿等をホームページ公開	適切に運用	
第9条	議案に対する賛否の公表	H22.10 H28.3	議案の賛否を議員ごとにホームページ公表 電子採決を導入, 議場モニターで賛否を表示	適切に運用	

第10条	議会 報告会	H22	市内2箇所で試行	さらなる 取組が必要	・議会報告会の参加者が減少しているといった課題があり、条例の見直しも考えられるが、まずは今後の活性化を課題とし、政策研究会で引き続き協議を行っていく。
		H23	市内16箇所で本格実施		
		H24	市内16箇所で実施		
		H25	市内16箇所、関係4団体で実施		
		H26	市内16箇所、関係4団体で実施 (各まちづくり協議会から出された地域課題について意見交換)		
		H27	市内16箇所、関係4団体で実施 (各委員会の所管性を生かしたテーマを報告・意見交換)		
		H28	市内10箇所、関係団体6、高校1 で実施		
H29	市内10箇所、関係団体6、高校4 で実施				
H30	市内4箇所、高校1で実施予定 →災害により中止				
第11条	意見提案 手続	H25.4	呉市空き家等の適正管理に関する条例 (案)のパブリックコメントを実施	適切に運用	・積極的な活用を進めていく。
		H26.6	呉市議会議員定数条例の改正に当たり、意見交換会を実施		
第12条	説明機会 の付与	H26.3	請願者、陳情者の意見聴取のための費用弁償を地方自治法第207条等による費用弁償条例に規定	適切に運用	・適切に運用されているが、これまで提案者の意見を聞く機会が少なかつたため、状況に応じて検討することとする。
第13条	市長等との 関係	H22.6	反問権(質問内容等の確認)を導入	適切に運用	・反問権について、現在は聞き直しを認めるに留まっているため、反問できるように解釈を変更してはどうかとの意見もあるが、現状維持とする。
		H22.6	一般質問で一問一答方式の選択ができるよう決定		
		H24.6	一般質問を一問一答方式で統一		
		H27.7	一般質問を一問一答方式と一括質問一括答弁方式の選択制に再変更		
		"	議案質疑でも一問一答方式の選択ができるよう決定		
第14条	論点情報 の形成	H23.3	議案資料の不足分を当局に請求開始	適切に運用	
		H24.10	決算委員会の資料として事務事業評価シート(30項目)を要求		
		H29.8	事務事業評価シートの項目を30→50に増加		
第15条	議決事項 の拡大	H23.12	基本構想と姉妹都市等提携を追加	適切に運用	・事案が出た時に議会運営委員会で協議していく。
第5章 議員間の自由討議等					
第16条	議員間の 自由討議	H16.9	所管事務調査における委員間討議を実施	適切に運用	・今後の検討項目の候補とする。

第17条	政策研究会	H23.5	地方自治法第100条第12項の協議の場として設置(呉市議会会議規則第117条)	適切に運用	・政策研究会のあり方・活性化についての検討をするよう政策研究会へ依頼する。
第6章 委員会					
第18条	委員会	H18 H18.9 H25.6 H25.9 H28.2 H28.10 H29.9	担当書記による正副委員長への付託議案の内容説明 傍聴者に議案書等を貸与 傍聴者に行政報告資料を配付 正副委員長と事務局職員の議事運営勉強会を開催 審査の概要をホームページ公開(フリーフィンゲノート) インターネット中継開始 委員会ごとに付託議案の勉強会を実施(任意参加)	適切に運用	・もっと市民にわかりやすい委員会にするため、積極的にモニターを活用するなど、各正副委員長へ依頼する。
第7章 政務活動費					
第19条	政務活動費	H13.3 H13.4 H23.12 H24.3 H25.3 H27.5 H28.7 " H28.8 H30.9	呉市議会政務調査費の交付に関する条例制定 領収書の添付を制度化 判例に基づき政務調査費の運用を見直し(ガソリン代・電話代など) 使途基準を明文化するため、政務調査費の「運用の手引き」を作成し、会派へ配付 地方自治法の一部改正に伴う支出項目の整理及び運用の見直し(要望及び陳情活動経費を追加) 視察・研修の日程、行き先、視察項目をホームページ公開 収支報告一覧表をホームページ公開 領収書・会計帳簿等の事務局での閲覧を可能に 視察報告書・研修報告書をホームページ公開 領収書・会計帳簿をホームページ公開	適切に運用	・会派で勉強会を開催して参考人を呼ぶなど、政務活動費の有効活用を各会派で検討する。
8章 議会及び議会事務局の体制整備					
第20条	議員研修	H20.8 H27	外部講師を招聘しての全議員勉強会(年1回実施) 議員研修会開催予算の増額(15万円→45万円)	適切に運用	・会派で講師の希望などがあれば、議長へ依頼する。

第21条	議会事務局	H24.4 H25.4 H28.4	事務局内の事務分掌見直しにより, 調査記録係における調査機能の充実 会派担当職員の配置 議会図書室に司書1名を配置	適切に運用	・広島大学との連携ができていないので, 連携を幅広くしていく。 ・司書業務が繁忙になるのであれば, 人員増などについて検討する必要がある。
第22条	予算の確保	H23.10	議会予算の要求に当たり, 各会派の要望を事前に聴取	適切に運用	
第23条	議会図書室	H25.4 H26.9 H26.11 " H28.2 H28.4 H28.9	平成25年度予算から, 議会図書購入費を増額(2万円 → 15万円) 広島県立図書館, 呉市立図書館と提携 情報紙チャージ創刊 新刊図書展示コーナーの創設 新庁舎に議会図書室を整備 司書1名を配置し, レファレンスサービスを導入 広島修道大学図書館と提携	適切に運用	
第24条	議会広報の充実	H11.3 H15.8 H18.9 H22.12 H23.3 H24.2 H24.3 H28.2 H28.4 H28.11 H29.5	本会議, 予算特別委員会, 議会協議会のモニター中継開始 (本庁舎1階モニター) ホームページへの会議予定の掲載 委員会のモニター中継開始 本会議, 予算特別委員会, 議会協議会のインターネット中継の実施 ホームページを一新するとともに掲載項目を増 市政だよりに代表質問者の会派名を記載 「市議会のしおり」作成 フェイスブックページの開設 「議事堂探訪ツアー」開始 「教えて呉市議会！」開始 議会広報紙「チーム議会くれ」創刊	適切に運用	・議会広報について, より充実を図るため, 引き続き広報委員会で協議を行っていく。
第9章 議員の政治倫理, 身分及び待遇					
第25条	政治倫理	H18.11	呉市議会議員政治倫理条例の制定	適切に運用	
第26条	議員定数	H23 H26.6 H27 H29.11 H30	改選: 38名 → 34名 呉市議会議員定数条例改正に当たり意見交換会を実施 改選: 34名 → 32名 定数に係る協議の経過を議会広報紙に掲載 改選: 32名(現状維持)	適切に運用	・今後の議員定数については, 議会運営委員会で協議。

第27条	議員報酬	H6.10 H27.4	議長 66万円, 副議長 60万円, 議員 55万円 (いずれも月額) 正副委員長手当の追加 委員長手当 1万円 副委員長手当 5千円(いずれも月額)	適切に運用	・今後の議員報酬については, 議会運営委員会で協議。
第10章 議会改革等					
第28条	議会改革		議会運営委員会において継続的に協議	さらなる 取組が必要	今後も議会改革を進め, 議会 改革度を上げていくことを目 標とする。
第29条	最高規範 性			適切に運用	
第30条	見直し手 続	H26 H27	議会運営委員会において検証実施 議会運営委員会において検証実施	適切に運用	

呉市議会における災害発生時の対応要領

(目的)

第1条 この要領は、呉市において災害が発生したときに呉市議会及び呉市議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、呉市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議員自らが適切かつ迅速な対応を図り、被害の拡大防止、被災者の支援及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

【解説】

議会は、二元代表制のもと、市の重要な政策、計画及び事業等を決定する権限を持つとともに、執行機関の事務執行を監視し、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、災害発生時においては、これらの本来的な役割とは別に、市執行部と連携し、被災者の支援及び災害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められる。

本市においては、過去に多くの災害が発生しているが、これまで災害発生時における議会・議員の対応が示されておらず、独自の判断で行動・対応してきた。そこで、新たな防災拠点となる市役所新庁舎の完成を契機に、議会・議員の適切な対応を定めることにより、本要領の目的を達成しようというものである。

(連絡会議の設置)

- 第2条** 呉市議会議長（以下「議長」という。）は、災害の発生等により市対策本部が設置された場合において、これと連携し災害対応に協力・支援等を行うため必要と認めるときは、呉市議会災害対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、呉市議会副議長（以下「副議長」という。）がこれを設置する。
- 2 連絡会議は、呉市庁舎内の呉市議会に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、市対策本部と協議し議長が別に定める。

【解説】

災害発生等により市対策本部が設置された場合、議長が必要に応じて議会内に「呉市議会災害対応連絡会議」を設置することを定めている。

議長及び副議長に事故があるとき又は議長及び副議長が欠けたときは、第一会派の幹事長が設置することとし、以下は会派順とする。

(連絡会議の構成)

- 第3条** 連絡会議は、議長、副議長、各会派代表者及び会派に所属しない議員の代表者をもって構成する。
- 2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を統括する。
 - 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 各会派代表者に事故があるとき又は各会派代表者が欠けたときは、その所属する会派から代理者が参加する。

【解説】

連絡会議の構成を定めている。

なお、会派に所属しない議員（諸派）については、これを一つの会派とみなし、その代表者が構成員となる。

また、第4項に会派代表者の代理者参加を定めているが、会派に所属しない議員の代表者の代理者参加は定めていない。これは、会派に所属しない議員の代表者は、会派結成届等で正式な届け出を行う会派の代表者と異なり、その都度、任意に決定できるためである。

議長及び副議長に事故があるとき又は議長及び副議長が欠けたときは、第一会派の幹事長がその職務を代理することとし、以下は会派順とする。連絡会議を設置した場合には、速やかに参集し、今後の対応等について協議する。

(連絡会議の任務)

第4条 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 議員から災害情報を収集、整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

【解説】

連絡会議が行う事務を定めている。

特に留意すべき事項は次のとおりである。

- 1 第1号に掲げる安否確認については、連絡会議の設置当初に、議員の携帯メール・タブレット端末に一斉メールを送信する。議員は安否確認事項である①自らの安否、②居所（所在地）、③連絡場所（連絡先）を返信する。返信がない場合は、議員の携帯電話または固定電話に連絡する。
- 2 災害発生時は情報が錯綜するため、第2号及び第3号にあるとおり、被災状況や災害対応等に関する議員への情報提供、及び現地の被災状況や要望等の議員から当局に対する情報提供については、窓口を連絡会議に一本化する。
- 3 第2号に掲げる情報提供については、PDFファイル及び画像等を使用することが想定されるため、タブレット端末へのメール送信によるものとする。
- 4 第3号に掲げる議員からの災害情報の確認事項については、①被災地等の場所、②被害状況とし、それらを収集、整理した上で、呉市災害対策本部に情報提供を行う。

- 5 第1号に掲げる安否確認、第2号に掲げる情報提供及び第3号に掲げる情報収集については、各会派代表者及び会派に所属しない議員の代表者を介さず、連絡会議と各議員が直接行うことにより、迅速化を図るものとする。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否、居所及び連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議から情報提供を受け、地域の災害対応に資すること。
- (3) 被災地、避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 被災地における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談又は助言を行うこと。
- (6) 災害初期においては、当局ができる限り災害対応に専念できるよう、当局への要望は、緊急の場合を除き、連絡会議に提出すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

【解説】

連絡会議設置時の議員の対応を定めている。

特に留意すべき事項は、次のとおりである。

- 1 タブレット端末を携行し、連絡会議との連絡体制を確立すること。
- 2 第1号については、連絡会議の設置当初に、議会事務局より、議員の携帯メール・タブレット端末への一斉メール、または携帯電話もしくは固定電話による安否確認があるため、議員は①自らの安否、②居所(所在地)、③連絡場所(連絡方法)を、メールまたは電話により議会事務局に報告する。
- 3 第2号に掲げる連絡会議からの情報提供(被災状況や災害対応等)については、PDFファイル及び画像等を使用することが想定されるため、タブレット端末へのメール送信により行われる。
- 4 第3号については、①被災地等の場所、②被害状況をメール・電話・FAX等の方法により議会事務局に報告する。また、可能であれば、タブレット端末等を活用して、現場写真を撮影し、メール等の方法により報告する。
- 5 他都市において災害発生時に最も問題となっているのが、議員個々が当局に問い合わせや要望を行うことであり、特に災害初期においては当局の対応に混乱を来している事例も見受けられる。これを踏まえ第6号を規定した。なお、第4条第3号においても同じような趣旨の条文を定めているが、要望など議員から当局への情報提供について、窓口を連絡会議に一本化することを徹底するため、改めて規定したものである。
- 6 第6号に掲げる「緊急の場合」とは、すぐに警察・消防に連絡をしなければ、市民の生命・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合を想定する。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、連絡会議に情報提供すること。
- (2) 事務局職員は、連絡会議の事務に従事すること。

【解説】

連絡会議設置時の議会事務局の対応を定めている。

議会事務局は関係各課と綿密な連携を図るとともに、タブレット等を利用し、議員間の情報共有にも努める。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

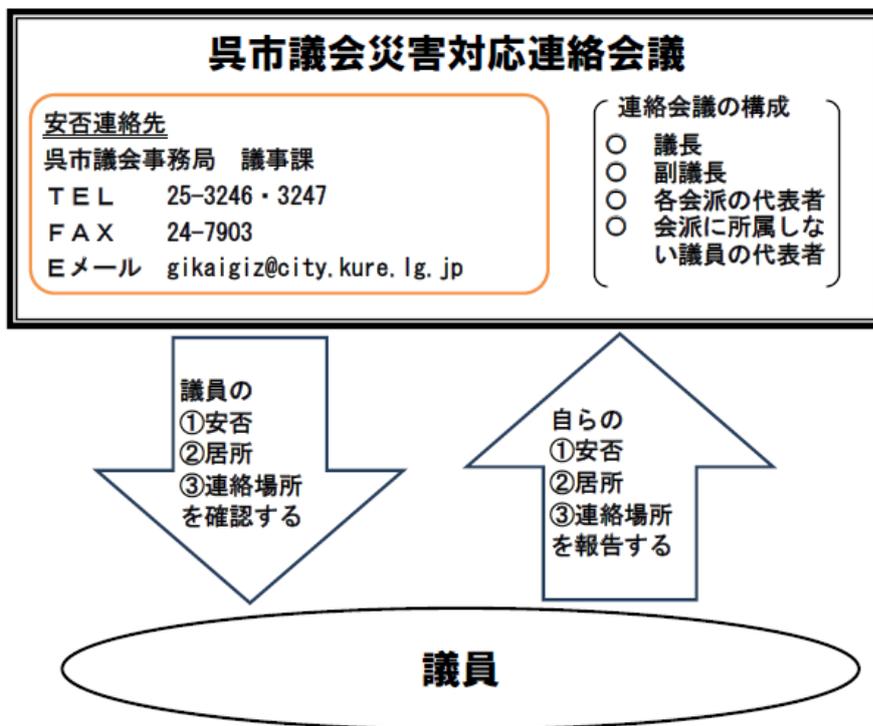
付 則

この要領は、平成28年1月24日から実施する。

付 則

この要領は、令和元年12月9日から実施する。

【安否確認フロー図】



【情報収集、情報提供フロー図】

